

ルイ 14 世治下ヴェルサイユ宮廷の女官たち

——ブルゴーニュ公妃の家中を中心に——

嶋 中 博 章

Female Servants at the Court of Versailles during the Reign of Louis XIV

SHIMANAKA Hiroaki

In early modern France, each member of the royal family had their own household (Maison). The queen and the princesses also had their own Maison in which aristocratic women held the offices of ladies-in-waiting (*dame d'honneur*, *dame d'atour* and *dames du palais*) or women of the bedchamber (*femmes de la chambre*). This paper sheds light on these female noble servants of princesses during the reign of Louis XIV to reconsider a common image of the Versailles Court indicating that the king manipulated the nobility through complex rites and rituals.

Judging from the numbers, the royal women's households were a male-dominated society. However, the female attendants of princesses occupied the center both in the Court and the Maison. They served their mistresses familiarly; they were appointed by the king while most male servants gained their positions through the venality of offices; as for the ladies-in-waiting, they were offered apartments in the palace which were the envy of every courtier.

In the case of the Maison of the Duchesse de Bourgogne who married Louis XIV's grandson in 1697, the female servants were bonded together by multiple social ties, that is to say, a friendship, a blood relationship, a patron-client relationship, or a fidelity relationship. Most ladies-in-waiting and women of the bedchamber had served at other royal women's Maisons, therefore, some of them were already ex-colleagues; the greater part of the ladies-in-waiting were relatives or friends of Madame de Maintenon, a well-known royal mistress; some of the women of the bedchamber were mother and daughter.

These women had a variety of duties in support of their mistress' daily life, care

of pregnant princesses, attendance at various court ceremonies, and so on. Even after death of their mistress, they fulfilled important roles in the funeral which continued two months. In principle, the rules and the customs were respected at the court, but in practice, it was not unusual for customs to be broken, so the ladies-in-waiting needed to deal with the violations. Often, they attempted to break the customs by themselves under certain circumstances. Since the conventions of the court society were unstable even under the reign of the Sun King, the common image of a mechanical court should be regarded as a caricature.

キーワード：宮廷 (Court)、ヴェルサイユ (Versailles)、家中 (Household)、女官 (Lady-in-waiting)、小間使い (Woman of the bedchamber)

はじめに

近世フランス史研究において、2000年代に入り大きな進展を見せた領域のひとつが、宮廷研究である。近世フランスの宮廷については、ドイツ出身の社会学者ノルベルト・エリアスがルイ14世時代のヴェルサイユをモデルに提示した「貴族の扶養と調教の施設」という理解が長らく受け入れられてきた。エリアスによれば、ルイ14世は煩瑣な礼儀作法を伴う宮廷儀礼を利用して、社会的序列に敏感な貴族たちを直接的監視下に置いて巧みに操り、絶対君主としての地位を維持していたのだという。その代償として王は、暦と時計に合わせ、自身もまた機械仕掛けのごとく規則正しく振舞うことを受け入れたのだった¹⁾。

一方、近年の研究は、王からは相対的に自律した世界として宮廷を描き出す。すなわち、いかに注意深くあっても、どれほど精力を傾けようとも、ひとりの王が宮廷を完全にコントロールすることなど不可能だというのだ。礼儀作法によって貴族を操り、服従させる王というイメージは神話に過ぎず、むしろ礼儀作法が複雑になればなるほど、貴族同士の序列をめぐる争いは増加するのだという²⁾。

1) ノルベルト・エリアス、波田節夫・中埜芳之・吉田正勝訳『宮廷社会』法政大学出版局、1981年（原著刊行は1969年）、引用は303頁。機械仕掛けのごとき王と廷臣という着想の源泉は、ルイ14世時代末期の宮廷貴族サン＝シモン公の次の有名な一文である。「暦と懐中時計があれば、彼〔ルイ14世〕から三百里離れているところでも、彼が何をしているかを正確に言うことができた」。この証言の出典は以下の通り。Saint-Simon, « Parallèle », *Traité politiques et autres écrits*, Paris, Gallimard, « Pléiade », 1996, p.1077-1078. 機械仕掛けの王に関しては、次の文献も参照。ジャン＝マリー・アポストリデス、水林章訳『機械としての王』みすず書房、1996年（原著刊行は1981年）。

2) Leonhard Horowski, *Au cœur du palais. Pouvoir et carrières à la cour de France, 1661-1789*, Traduit de l'allemand par Serge Niémetz, Rennes/Versailles, Presses universitaires de Rennes/Centre de recherche du château de Versailles, 2019 (édition originale 2012) ; Jeroen Duindam, ↗

新しい宮廷研究は、王よりも王の活動を陰で支えていた奉公人たちに着目する。豪華絢爛な宮殿の舞台裏では、多様な社会的出自を持つ裏方たちが、日々雑多な職務に従事していた。逸早く奉公人たちに着目してきたジャック・ルヴロンは、彼らを「端役たち utilités」と呼んでいたが、今日ではむしろ彼らこそが宮廷の主役に位置づけられている³⁾。

宮廷の他に、2000 年代になって大きく進展したもうひとつの研究領域が王妃である。それ以前から個々の王妃に関する伝記は書かれてきたが、近年は、君主政国家における王妃の役割 (= 機能) が問われるようになった。フランスではサリカ法により女性の王位継承が認められなかったため女王は存在しなかったが、実際には、戦場に出た王や幼い君主に代わって、王妃や母后が摂政として国家の舵を取ることがたびたびあった。フランス以外のヨーロッパ諸国でも、こうした主権を行使した女性たちに関心が寄せられており、近世ヨーロッパ史という大きな枠組みで、女性による統治をテーマとした著作ないし共同研究がいくつか生まれている⁴⁾。

↘ *Vienna and Versailles. The Courts of Europe's Dynastic Rivals, 1550-1780*, Cambridge, Cambridge University Press, 2003. (イェルン・ダインダム、大津留厚・小山啓子・石井大輔訳『ウィーンとヴェルサイユ ヨーロッパにおけるライバル宮廷 1550~1780』刀水書房、2017 年) ; Fanny Cosandey, *Le rang. Préséances et hiérarchies dans la France d'Ancien Régime*, Paris, Gallimard, 2016.

3) Jacques Levron, *La vie quotidienne à la cour de Versailles aux XVII^e et XVIII^e siècle*, Paris, Hachette, 1965; *Id.*, *Les inconnus de Versailles. Les coulisses de la Cour*, Paris, Perrin, 2003, première édition 1968 (ジャック・ルヴロン、ダコスタ吉村花子訳『ヴェルサイユ宮殿 影の主役たち 世界一華麗な王宮を支えた人々』河出書房新社、2019 年) ; William Ritchey Newton, *L'espace du roi. La Cour de France au château de Versailles 1682-1789*, Paris, Fayard, 2000; *Id.*, *La petite cour. Services et serviteurs à la Cour de Versailles au XVIII^e siècle*, Paris, Fayard, 2006; *Id.*, *Derrière la façade. Vivre au château de Versailles au XVIII^e siècle*, Paris, Perrin, 2008 (ウイリアム・リッチー・ニュートン、北浦春香訳『ヴェルサイユ宮殿に暮らす 優雅で悲惨な宮廷生活』白水社、2010 年) ; *Id.*, *Les chevaux et les chiens du roi à Versailles au XVIII^e siècle. La Grande et Petite Écuries, les Écuries de la reine, le Grand Chenil et la Louveterie*, Paris, Honoré Champion, 2015; Sophie de Laverny, *Les domestiques commensaux du roi de France au XVII^e siècle*, Paris, Presses de l'Université de Paris-Sorbonne, 2002; Mathieu Da Vinha, *Les valets de chambre de Louis XIV*, Paris, Perrin, 2004; *Id.*, *Le Versailles de Louis XIV. Le fonctionnement d'une résidence royale au XVII^e siècle*, Paris, Perrin, 2009; *Id.*, *Alexandre Bontemps. Premier valet de chambre de Louis XIV*, Paris/Versailles, Perrin/Etablissement public du musée et du domaine national de Versailles, 2011; *Id.*, *Au service du roi. Les métiers à la cour de Versailles*, Paris, Tallandier (Texto), 2020 (première édition, Tallandier, 2015).

4) Sharon L. Jansen, *The Monstrous Regiment of Women. Female Rulers in Early Modern Europe*, NY, Palgrave Macmillan, 2002; Anne J. Cruz, Mihoko Suzuki (ed.), *The Rule of Women in Early Modern Europe*, Urbana/Chicago, University of Illinois Press, 2009; Clarissa Campbell Orr (ed.), *Queenship in Europe, 1660-1815. The Role of the Consort*, Cambridge, Cambridge University Press, 2004. 中世に主権者として振舞った女性については、以下の日本語文献を参照。パトリック・コルベ、堀越宏一編『中世ヨーロッパの妃たち』山川出版社、2021 年。上田耕造「ブルボン公妃アンヌー-16 世紀末から 16 世紀初頭のブルボン家を支えた公妃の仕事-」『関西大学西洋史論叢』第 21 号、

近世フランス史に限定して言えば、主権者としての役割よりも、王位継承者を生む役割と結びつけて王妃を論じる傾向が強い。王朝原理が支配的な近世ヨーロッパという時空においては、王子・王女の誕生が国家の命運や国際秩序を左右したからである。子を生すことは、まさに国事であった。それゆえ、現在では、母としての王妃（ないし母となる可能性を有する王妃）も政治に深く関与していたと考えられるようになった⁵⁾。

宮廷研究と王妃研究、これら二つの領域における新しい動向の交点に、本稿は位置する。すなわち、近世フランスの宮廷において、王位継承者を生む役割を担う王妃（あるいは王家に嫁いできた妃）を支えた人びとを取り上げる。近世フランスの宮廷は、王に仕える人びとだけで構成されていたわけではない。王家のメンバーは、それぞれ独立した家臣団を抱えており、王妃や妃もまた王のそれとは別に独自の家臣団を有していた。宮廷とは王家の複数の家臣団から成る、多元的・多核的な人間集団であった。もちろん規模の点では、王の家臣団が最大であるのは言うまでもないが、それだけで宮廷を理解することはできない。とくに王妃や妃の家臣団は、女性にとって希少な任官先であった。

宮廷の女性もまた、近年になりフランス内外で関心が寄せられるようになった研究対象で⁶⁾、その中核にるのが、官職を得て王妃や妃の側近くに侍る貴族身分の女性たちであっ

↘2019年、107-126頁。加来奈奈「カール5世期ネーデルラント総督マルグリットの人的ネットワークに関する予備的考察」、『金沢学院大学紀要』第17号、2019年、89-100頁。同「ネーデルラント女性総督をめぐる政治、外交、ジェンダー—1532年のネーデルラント総督マリアとフランス王妃の会談計画—」、『寧楽史苑』第67号、2022年、83-96頁。Nana Kaku, « Les ambassadeurs des Anciens Pays-Bas et l'exécution de la paix des Dames » in J. Dumont, L. Fagnart, P.-G. Girault et N. Le Roux (éd.), *La paix des Dames. 1529*, Tours, Presses universitaires François Rabelais, 2021, pp. 135-146.

5) Guy Chaussinand-Nogaret, *Les Femmes du roi. D'Agnès Sorel à Marie-Antoinette*, Paris, Tallandier, 2012; Fanny Cosandey, *La reine de France. Symbole et pouvoir*, Paris, Gallimard, 2000; *Id.*, *Reines et mères: Famille et politique dans la France d'Ancien Régime*, Paris, Fayard, 2022; Stanis Perez, *Le corps de la reine*, Paris, Perrin, 2022; Pascale Mormiche, *Donner vie au royaume. Grossesses et maternités à la Cour, XVII^e-XVIII^e siècle*, Paris, CNRS, 2022; Pascale Mormiche et Stanis Perez (dir.), *Naissance et petite enfance à la cour de France. Moyen Âge-XIX^e siècle*, Villeneuve d'Ascq, Presses universitaires du Septentrion, 2016。王ではなく王妃の側から近世フランスの歴史を捉え直す試みとして、日仏の歴史家による以下の共同研究も挙げておく。阿河雄二郎・嶋中博章編『フランス王妃列伝 アンヌ・ド・ブルターニュからマリー・アントワネットまで』昭和堂、2017年。

6) Anne Walthall (ed.), *Servants of the Dynasty. Palace Women in World History*, Berkeley/Los Angeles, University of California Press, 2008; Nadine Akkerman and Birgit Houben (ed.), *The Politics of Female Households. Ladies-in-Waiting across Early Modern Europe*, Leiden/Boston, Brill, 2014; Caroline zum Kolk et Kathleen Wilson-Chevalier (dir.), *Femmes à la cour de France. Charges et fonctions (XV^e-XIX^e siècle)*, Villeneuve d'Ascq, Presses Universitaires du Septentrion, 2018。王やその家族の「家臣団」には含まれないが、宮廷と密接な関係を持った大臣の妻たちに関する詳細な

た。あとで見るように官位は様々であったが、ここでは彼女たちのことを一括りに「女官」と呼ぶことにしたい。筆者はかつて概説書のコラムで、ルイ 14 世時代の女官について素描を試みた⁷⁾。本稿では、宮廷、王妃、女官に関する新しい研究動向と、同時代史料の読み直しによって得られた知見とを織り交ぜながら、コラムでの議論の精緻化を図りたい。そのために、まずは宮廷官職に関する基礎史料である『フランス宮廷名簿』⁸⁾を頼りに、王家女性の家臣団とその中における女官の位置を確認する。次いで、同史料および先行研究に依拠しつつ、女官の職階、選出過程、経歴を整理し、団体 corps としての女官の性格について考える。最後に、女官についての証言を数多く含む『ダンジョー侯の日記』⁹⁾を読み解きながら、具体的な職務とそれを遂行する際に直面した問題を検討する。これらの作業を通じて、王に焦点を絞っては見えてこない宮廷の一隅に光が当てられることになるだろう。それでは、女官たちを導き手に、もう少し奥深く太陽王時代のヴェルサイユ宮廷に足を踏み入れてみたい。

1 王家の女性とその家臣団

宮廷を構成する多種多様な人びとの内、王個人に仕えて、公私にわたりその日常を支えた官職保有者 officier 集団を、フランス語で〈Maison du roi〉と呼ぶ。〈Maison〉はいくつもの意味を有する単語だが、アカデミー・フランセーズの辞書初版（1694 年）は、そのひとつとして「食卓、寝室、衣装部屋等の官職保有者」という意味を載せている。さらに〈Maison du Roy [roi]〉と言うときには、「王の身体および王の住まいを警護するための軍隊」も意味した

↘研究も刊行されている。Pauline Ferrier-Viaud, *Epouses de ministres: Une histoire sociale du pouvoir féminin au temps de Louis XIV*, Seyssel, Champ Vallon, 2022.

7) 拙稿「歴史の扉 4 宮廷社会と女性」、上垣豊編著『はじめて学ぶフランスの歴史と文化』ミネルヴァ書房、2020 年、93-100 頁。

8) 『フランス宮廷名簿』(*L'État de la France*) は 1650 年代に刊行が始まった宮廷官職とその保有者の一覧で、宮廷礼拝堂付き司祭のニコラ・ブゾンニュ、次いで甥で同職のルイ・トラブイエによって編纂され、ルイ 14 世の親政期には数年間隔で刊行された。『フランス宮廷名簿』については、拙稿「ルイ十四世の「大饗 Grand Couvert」-ヴェルサイユ宮廷における王の食事風景の復元-」『関西大学東西学術研究所創立七〇周年記念論文集』関西大学東西学術研究所、2022 年、173-189 頁（とくに 174 頁）で説明している。

9) *Journal du marquis de Dangeau*, publié en entier pour la première fois par MM. Soulié, Dussieux, de Chennevières, Mantz, de Montaignon; avec les additions inédites du duc de Saint-Simon publiées par M. Feuillet de Conches, 19 tomes, Paris, Fimin Didot frère, 1854-1860. ダンジョー侯はルイ 14 世お気に入りの宮廷貴族で、1684 年から 1720 年までの 36 年間ほぼ毎日日記をつけた。ダンジョー侯とその日記については、以下の拙稿を参照。「歴史記述における史料の引用 - 瀕死の太陽王をめぐるダンジョー侯の証言」、篠田勝英・海老根龍介・辻川慶子編『引用の文学史 フランス中世から二〇世紀文学におけるリライトの歴史』水声社、2019 年、113-133 頁。

という¹⁰⁾。今日の概説書や事典類では、通例〈Maison du roi〉を二つに大別し、衣食住や儀礼に係る部門を〈Maison civile〉、身辺警護に携わる部門を〈Maison militaire〉と呼び分けて説明がなされる¹¹⁾。ここでは、〈Maison du roi〉に「王の家中」、〈Maison civile〉に「宮内府」、〈Maison militaire〉に「近衛府」の訳語をそれぞれ充てておきたい。

ここで忘れてならないのは、王だけが専属の家臣団を抱えていたわけではないということだ。王家の成員もまた、衣食住の世話を受けもつ独自の家中を有していた。たしかに王の家中は「宮廷の核¹²⁾」ではあったが、「様々な要素に囲まれた核でしかなかった¹³⁾」。それら王家成員の家臣団には、王妃や妃といった王家女性の家中も含まれる。女性のための官職、すなわち女官のポストが設けられたのは、主にこうした王家の女性の家中においてだった。それゆえ、宮廷に仕える女官の数は、王家の女性の人数に左右された。

宮廷のヴェルサイユ定住翌年の1683年に刊行された『フランス宮廷名簿¹⁴⁾』には、家中を有する王家の女性が3人登場する。すなわち、王妃マリ=テレーズ Marie-Thérèse (1638-1683、1660年結婚)、王太子妃マリ=アンヌ・ド・バヴィエール Marie-Anne de Bavière (1660-1690、1680年結婚)、王弟オルレアン公フィリップの妃エリザベート=シャルロット・ド・バヴィエール、通称パラチナ妃 Elisabethe-Charlotte de Bavière, princesse de Palatine (1652-1722、1671年結婚)である。ただし、王妃マリ=テレーズはこの年に死去し、以後、ルイ15世の妃としてマリ・レクザンスカが嫁いでくる1725年までの約42年間、ヴェルサイユの宮廷に王妃は存在しなくなる。また、1690年には王太子妃マリ=アンヌも死去し、家中を構える王家の女性は王弟妃エリザベート=シャルロットひとりとなる。

その後、1692年に王弟夫妻の息子シャルトル公 (1701年以降はオルレアン公フィリップ2

10) アカデミー・フランセーズの辞書の諸版は、アカデミー・フランセーズのホームページで閲覧可能である。<https://www.dictionnaire-academie.fr/> (2022年10月9日確認)

11) Bernard Barbiche, *Les institutions de la monarchie française à l'époque moderne*, Paris, Presses Universitaires de France, 1999, p.38-41. パルビシュによれば、〈Maison militaire〉という表現が見られるのは、1671年以降のことであるという。他方、〈Maison civile〉という表現の初出については言及がない。François Bluche (dir.), *Dictionnaire du Grand Siècle*, nouvelle édition revue et corrigé, Paris, Fayard, 2005では、〈Maison du roi〉の項目で〈Maison civile〉について解説し(執筆者はJean-François Solenon)、〈Maison militaire〉は別項目を立てて、〈Maison du roi〉の一部であると説明している(執筆者はAndré Corvisier)。Mathieu Da Vinha, « La Maison du roi », in Jean-Christian Petitfils (dir.), *Le siècle de Louis XIV*, Paris, Perrin, 2015, p.241-257は、〈Maison civile〉と同義の表現として〈Maison domestique〉も用いている。

12) Solenon, « Maison du roi », in Bluche (dir.), *Dictionnaire du Grand Siècle*, *op. cit.*, p.941.

13) Duindam, *Vienna and Versailles*, *op. cit.*, p.48. (ダイナダム『ウィーンとヴェルサイユ』、53頁。)

14) *L'État de la France*, 2 tomes, Paris, Jean Guignard, 1683.

世、のちの摂政) と、ルイ 14 世とモンテスパン侯夫人の娘フランソワーズ=マリ・ド・ブルボン Françoise-Marie de Bourbon, duchesse de Chartres (1677-1749) が結婚し、新たな王家女性の家中が組織される。その 5 年後の 1697 年には王孫ブルゴーニュ公に、マリ=アダラード・ド・サヴォワ Marie-Adélaïde de Savoie, duchesse de Bourgogne (1685-1712) が嫁して来たことで、家中を有する王家女性は再び 3 名となる。17 世紀最後となる 1699 年の『フランス宮廷名簿』¹⁵⁾に記載されているは、この 3 人の家中である。

ルイ 14 世の治世中最後の『フランス宮廷名簿』¹⁶⁾が刊行された 1712 年は、王家で不幸が重なった年であった。前年 4 月の王太子ルイの死去に伴い、王太子妃の肩書きを得ていたブルゴーニュ公妃マリ=アダラードが、2 月 12 日、麻疹と思われる病により 26 歳の若さで死去する。6 日後の 2 月 18 日には、夫の王太子 (ブルゴーニュ公) も同じ病で没し、さらに 3 月 8 日には二人の息子 (第二の) プルターニュ公までが逝き、宮廷は喪に沈んだ。ただし『フランス宮廷名簿』はこれらの不幸を反映しておらず、王太子 (ブルゴーニュ公) 一家の家中も記載されている。王家の女性の筆頭は王太子妃となったマリ=アダラード、その次に、王孫ベリー公の妃でオルレアン公フィリップ 2 世の娘マリ=ルイーズ=エリザベート・ドルレアン Marie-Louise-Elisabeth d'Orléans, duchesse de Berry (1695-1719, 1710 年結婚) が来る。その下に名前が並ぶのは、王弟妃エリザベート=シャルロット (上記ベリー公妃の祖母) と、その義娘のオルレアン公妃 (元シャルトル公妃、上記ベリー公妃の母) フランソワーズ=マリの二人、つまりはオルレアン家の女性たちである (図 1)。

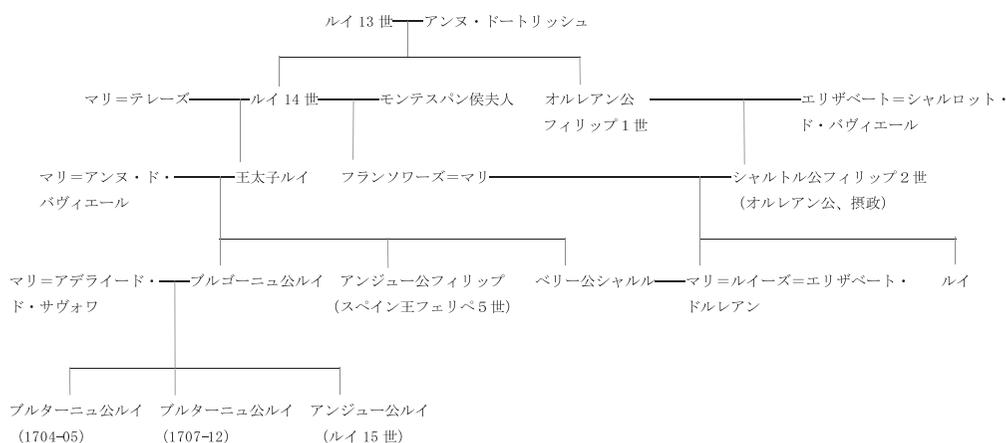


図 1 ブルボン王家系図

15) *L'État de la France*, 3 tomes, Paris, Guillaume Cavalier, 1699.

16) *L'État de la France*, 3 tomes, Paris, Jérôme Trabouillet, 1712.

では、王家の女性の家中には、どれくらいの人員がいただろう。『フランス宮廷名簿』をもとに人数をまとめると表1のようになる¹⁷⁾。

表1 王家女性の家中の人数

	1683年	1699年	1712年
王妃	582人	—	—
王太子妃	455人	—	—
王弟妃	271人	280人	266人
ブルゴーニュ公妃 (1711年～ 王太子妃)	—	453人	458人
シャルトル公妃 (1701年～ オルレアン公妃)	—	99人	100人
ベリー公妃	—	—	245人
合計	1,308人	832人	1,069人

なお、王家女性の身辺警護については、独自の衛兵隊を抱える王妃を除いて¹⁸⁾、王の近衛隊 Garde du Corps 等から将兵が派遣される慣わしであった¹⁹⁾。例えば、王太子妃には王の近衛隊から隊長 Exempt 1名と近衛隊士 8名が、ブルゴーニュ公妃には近衛隊から隊長 1名、分隊長 Brigadier 1名、近衛隊士 10名、スイス人百人隊 Cent-Suisses の兵士 2名が与えられていた。したがって、王妃以外の王家女性の家中は近衛府に該当する家臣団を含まず、基本的には宮内府の機能だけを有していたと言える。ダイングダムが調べたところでは、1699年に王の「宮内府 inner maison」に属する官職保有者が 1077人であったというから²⁰⁾、王家女性の家中を合わせれば、もっとも人数が多いときで、宮内府に比肩する規模に達したことになる。

王家女性の家中は、王の宮内府に準じた構成をしており、職務に応じて複数の部局に分かれていた²¹⁾。主なものを挙げれば、信仰に係る事柄を司る聖職者団 Officiers ecclésiastiques、食

17) *L'État de la France* (1683), t.1, p.411-464, 479-508, 572-588; *L'État de la France* (1699), t.2, p.47-84, 153-170, 173-181; *L'État de la France* (1712), t.2, p.27-59, 93-106, 110-125, 154-162. なお、ダイングダムは1699年のブルゴーニュ公妃に仕える人員の数を443人、王弟妃の家臣を242人としている。Duindam, *Vienna and Versailles, op. cit.*, p.58-59. (ダイングダム『ウィーンとヴェルサイユ』65-66頁。)

18) *L'État de la France* (1683), t.1, p.462-464によれば、王妃の衛兵隊は次の4つの部隊で構成される。近衛騎兵隊 Compagnie des Gens-d'armes、軽騎兵隊 Compagnie des Chevaux-Legers、歩兵連隊 Régiment d'Infanterie、竜騎兵連隊 Régiment des Dragons (表記は何れも原文通り)。

19) *L'État de la France* (1683), t.1, p.508; *L'État de la France* (1699), t.2, p.84; *L'État de la France* (1712), t.2, p.59.

20) Duindam, *Vienna and Versailles, op. cit.*, p.56, 60. (ダイングダム『ウィーンとヴェルサイユ』63、67頁。)

21) 宮内府の構成については、以下を参照。Barbiche, *Les institutions de la monarchie française.... op. cit.*, p.38-41; Da Vinha, « La Maison du roi », in Petitfils (dir.), *Le Siècle de Louis XIV, op. cit.*, p.241-257, notamment p.243-245.

卓に携わる食膳部 Bouche、馬匹や馬車を管理する厩舎部 Ecurie などがある。その内、女性の官職保有者（女官）は、主として「寝室部 Chambre」と呼ばれる部署に属し、『フランス宮廷名簿』では「貴婦人 Dames」という項目にまとめて記載されている。ただし、寝室部の人員も多くが男性で、女官は少数派にとどまった。先行研究では、王家女性の家中に占める女性の割合は、16 世紀で 20～25 パーセント、17 世紀以降で 10 パーセント以下という数字が示されている²²⁾。ここでは『フランス宮廷名簿』に基づき、寝室部の「貴婦人」に分類される女官の割合を改めて確認しておきたい（表 2）²³⁾。

表 2 王家女性の家中および寝室部に占める女官の割合

	女官の人数	家中の人数／女官の割合	寝室部の人数／女官の割合
王妃	37 人	582 人／6.3%	130 人／28.5%
王太子妃	29 人	455 人／6.4%	90 人／32.2%
王弟妃	27 人	280 人／9.6%	72 人／37.5%
ブルゴーニュ公妃	23 人	453 人／5.1%	84 人／27.4%
シャルトル公妃	15 人	99 人／15.2%	32 人／46.9%
ベリー公妃	12 人	245 人／4.9%	52 人／23.1%

※王妃・王太子妃は 1683 年、王弟妃・ブルゴーニュ公妃・シャルトル公妃は 1699 年、ベリー公妃は 1712 年の数値。

王妃ならびに王子・王孫の妃に仕える女官が家中全体に占める割合は 10 パーセント以下であり、先行研究が示す通りの数値となっている。寝室部だけ見ても、二割から三割弱しか占めていない。他方、王の傍系血族の妃（王弟妃、シャルトル公妃）の場合は、家中の規模そのものが小さいため、女官の比率は高くなっている。ヴェルサイユ宮廷には他にも、コンデ家やコンチ家といった血統親王家の妃たち princesses du sang に仕える侍女たちも住居を与えられていたが²⁴⁾、『フランス宮廷名簿』には彼女たちに関する記載はない。

22) Kathryn Norberg, « Women of Versailles, 1682-1789 », in Walthall (ed), *Servants of the Dynasty*, op. cit., p.195. Duindam, *Vienna and Versailles*, op. cit., p.59. (ダイナム 『ウィーンとヴェルサイユ』 66 頁。)

23) *L'État de la France* (1683), t.1, p.419-422, 424-433, 482-484, 485-489; *L'État de la France* (1699), t.2, p.51-58, 155-159, 173-176; *L'État de la France* (1712), t.2, p.94-97. なお、王家女性の家中には、食膳部の洗濯係 Lavandières などとしても女性が 1～2 名在籍している。

24) Newton, *L'espace du roi*, op. cit., p.42.

2 寝室部の女官たち

(1) 女官の職階

王家女性の寝室部について、ブルゴーニュ公妃を例に、もう少し詳しく見てみたい。表2で見たとおり、1699年の『フランス宮廷名簿』に記載されたブルゴーニュ公妃の寝室部に属する官職保有者は84名、その内、女官は23名を数えた。男性の官職保有者で同じ役職に複数名いる場合、たいていは六カ月ごとに交代する半期勤務 *semestre* ないし三カ月交代の四半期勤務 *quartier* だったため、実際に勤務についている人数はもっと少なかったが、それでも男性の方が多数派であることに変わりはない。そのような狭き門を通った女性たちは、以下のような官位に就いた²⁵⁾。

女官集団の頂点に立つのは名誉貴婦人 *dame d'honneur* で、王の寝室部の長である大侍従 *grand chambellan* と同等の地位と見なされていた²⁶⁾。王妃の女官団の場合、その上に女官長 *surintendante* が存在したが、王妃以外の妃の家中にはその職は置かれなかった。名誉貴婦人に次ぐ地位にあるのが更衣貴婦人 *dame d'atour* で、アカデミー・フランセーズの辞書第二版(1718年)はその役目を「王妃や妃の髪を整え、衣服を着せること」と説明する²⁷⁾。その下に控えるのが内侍貴婦人 *dames du palais* で、ブルゴーニュ公妃の場合は1699年の時点で9名を数えた。内侍貴婦人には特定の役割はないが、主人の側に控えていることが求められた²⁸⁾。これら名誉貴婦人から内侍貴婦人までの官職に就いていたのは、いずれも爵位を有する貴族家門の既婚女性たちであった。具体的には、名誉貴婦人がリュド公夫人 *duchesse du Lude* (1645-1726)、更衣貴婦人がマイイ伯夫人 *comtesse de Mailly* (1667-1734)、内侍貴婦人がダン

25) かつて筆者は『はじめて学ぶフランスの歴史と文化』（上垣豊編、ミネルヴァ書房、2020年）のコラム「宮廷社会と女性」（93-100頁）でも女官の職階について論じたが、本稿では官職名の訳語を検討し直し、全面的に改めることにした。以下に原語と新旧の訳語を整理しておく。

原語	旧訳語	新訳語
<i>surintendante</i>	家政長官	女官長
<i>dame d'honneur</i>	女官長	名誉貴婦人
<i>dame d'atour</i>	着付役貴婦人	更衣貴婦人
<i>dames du palais</i>	宮廷貴婦人	内侍貴婦人
<i>première femme de Chambre</i>	筆頭侍女	小間使い頭
<i>femmes de Chambre</i>	侍女	小間使い

26) Newton, *L'espace du roi, op. cit.*, p.43.

27) https://www.dictionnaire-academie.fr/article/A_2_A_1238 (2022年10月9日確認)

28) Newton, *L'espace du roi, op. cit.*, p.43.

ジョー侯夫人 marquise de Dangeau (1664-1736)、ルシー伯夫人 comtesse de Roucy (1661-1716)、ノガレ侯夫人 marquise de Nogaret (1653-1724)、オー侯夫人 marquise d'O (1657-1737)、シャトレ侯夫人 marquise du Chastelet (1667-1733)、モンゴン侯夫人 marquise de Montgon (1668-1707)、レヴィ侯夫人 marquise de Lévy ou Lévis (1678-1734)、エストレ伯夫人 comtesse d'Estrées (1683-1745)、そしてアヤン伯夫人 comtesse d'Ayen (1684-1739) といった面々である。

1696 年暮れに 10 歳で嫁いできたブルゴーニュ公妃から見れば、女官たちの多くは母親や祖母と同年代であった²⁹⁾。そのような中、妙齢のレヴィ侯夫人や、まだ少女と呼べるような年齢のエストレ伯夫人とアヤン伯夫人が女官の列に加わったのは³⁰⁾、まだ幼いブルゴーニュ公妃への配慮だったろうか。

寝室の清掃やベッドメイキング、あるいは食事の際の給仕などを担ったのが、小間使い femmes de Chambre である。小間使い頭 première femme de Chambre のカンタン夫人 Madame Quentin (1657-1731) の下³¹⁾、9 人の小間使いたち—デカルト夫人マリ・カンタン Madame des Cartes [Descartes], Marie Quentin、ラ・ビュッシエール夫人 Madame de la Bussière、ラ・ボルド夫人 Madame de la Borde、モンスリ夫人 Madame de Monsoury、ロイエ夫人 Madame de Lohiestx、トゥロル夫人 Madame de Tourole³²⁾、バルビジ夫人 Madame de Barbisy、ラ・ビュッシエール嬢 Mademoiselle de la Bussière、モンスリ嬢 Mademoiselle de Monsoury—が立ち働いた。高貴とは言い難い雑用係に見えるが、彼女たちもまた家格は劣るものの一応貴族身分に属していた³³⁾。

もちろん、爵位を有する貴婦人たちと、無爵の小間使いとの間では待遇に大きな差があった。もっとも大きな違いは住居にかかわる。貴婦人たちはヴェルサイユの町に住居を与えられた他、宮殿内にも居室を認められた。W. R. ニュートンの調査によれば、名誉貴婦人リュド公夫人は王族の翼棟（南の翼棟）の 1 階に、更衣貴婦人マイイ伯夫人は本館の屋上階 attique に、ダンジョー侯夫人は王族の翼棟屋上階に、ルシー伯夫人は王族の翼棟 2 階に、ノガレ侯夫

29) ブルゴーニュ公妃の母アンヌ=マリ・ドルレアン Anne-Marie d'Orléans は 1669 年生まれ。母方の祖母アンリエット・ダングルテル Henriette d'Angleterre、父方の祖母ジャンヌ=バチスト・ド・サヴォワ Jeanne-Baptiste de Savoie はともに 1644 年生まれ。

30) エストレ伯夫人は 1698 年 1 月 29 日に結婚式を挙げ、その日の内にレヴィ侯夫人とともに内侍貴婦人に任命されている。アヤン伯夫人も 1698 年の 4 月 1 日に結婚式を執り行い、翌日には内侍貴婦人となっている。Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.6, p.284-285, 321, 223.

31) カンタン夫人については、以下を参照。Da Vinha, *Au service du roi, op. cit.*, chapitre 9.

32) 『フランス宮廷名簿』では「トゥロラ夫人 Madame Tourola」と表記されている。

33) Norberg, « Women of Versailles, 1682-1789 », *art. cit.*, p.196.

人は本館屋上階に、オー侯夫人は本館1階に、モンゴン夫人は旧翼棟（現在デュフル棟が建つ場所）の屋上階に、レヴィ侯夫人は北の翼棟2階に、エストレ伯夫人は北の翼棟1階に、そしてアヤン伯夫人は北の翼棟屋上階に、それぞれ居室を有していたことが判明している³⁴⁾。他方、小間使いたちはヴェルサイユの町の住居とその賃貸料で我慢しなくてはならなかった³⁵⁾。ただし、小間使いの夫が宮廷官職を有している場合、彼女たちも宮殿ないし附属建物に居住し得た。例えば、小間使い頭のカンタン夫人は夫のジャン・カンタン Jean Quentin が王の衣装部付き筆頭従僕 *premier valet de garde-robe du roi* だったため、宮殿内（北の翼棟の屋根裏部屋 *galetas*）に暮らしていた³⁶⁾。

貴婦人および小間使い以外には、襟飾り係 *faiseuse de collets* と洗濯係 *blanchisseuse du corps* が1名ずついた。前者については、ド・ラ・ポルト de la Porte という姓しかわからない。後者は、マリ=テレーズ・ロンプレ Marie-Thérèse Longpré という姓名の他に、ジャック・ド・ゲトル・ド・ソヴァジェ Jacques de Guestre de Sauvagers の妻であることが記載されている³⁷⁾。これはおそらく王の寝室付き従僕のひとり、ジャック・ゲトルと同一人物と思われる³⁸⁾。

(2) 女官の選出

女官の選出過程についても、ブルゴーニュ公妃マリ=アデライードの女官を例に確認しておきたい。1696年8月29日のトリノ講和条約で輿入れの決まったマリ=アデライードが、モンタルジでルイ14世をはじめフランス宮廷の出迎えを受けたのは同年11月4日のことだった。高位の女官の人選は、それに先立ち、輿入れ決定直後にはあらかた終えていたようである。ダンジョー侯の証言を聞こう。

「[1696年9月]2日、日曜、ヴェルサイユにて。ミサのあと王は私を呼び、ブルゴーニュ公妃の名誉騎士 *chevalier d'honneur* [家中における男性役人の統括者] に私を選んだと言った。また、リュド公夫人が名誉貴婦人になるだろうとも言った。[……] それからまた王は私を呼んで、ダンジョー侯夫人も内侍貴婦人に選んだ *il avoit aussi choisi* と言った。内侍貴婦人は6人になるとのことだ。王が名前を挙げた順番は以下の通りである。ダンジョー侯夫人、ルシー

34) Newton, *L'espace du roi, op. cit.*, p.233, 183, 278, 274, 180, 142, 109, 381, 355, 382.

35) Norberg, « Women of Versailles, 1682-1789 », *art. cit.*, p.193.

36) Newton, *L'espace du roi, op. cit.*, p.403.

37) *L'État de la France* (1699), t.2, p.52.

38) *L'État de la France* (1699), t.1, p.166.

伯夫人、ノガレ侯夫人、オー侯夫人、シャトレ侯夫人、モンゴン^{ママ}伯夫人³⁹⁾」(傍点は引用者による)。

「〔同年同月〕3日、月曜、ヴェルサイユにて。〔……〕マイイ夫人がブルゴーニュ公妃の更衣貴婦人になるだろう。〔……〕昨日、王は昼食のあとにリュド公夫人と彼が内侍貴婦人に任命した貴婦人方 les dames qu'il a nommées pour être dames du palais を自室に呼び、次のような話をした。このたび王がおこなった人選 le choix qu'il venoit de faire は、王が彼女たちに抱いている敬意を示す最良のやり方である、と。また、彼女たちはすでにこのうえない友人同士ではあるけれども、一致団結して生きるようくれぐれも願います、と⁴⁰⁾」(傍点は引用者による)。

これらの証言では、王が女官を選び任命したと語られている点に注目したい。実際、アンシアン・レジーム期の官職は一般的に売官制 *vénalité des offices* が採られていたが、女官については任命制が採用され、任命権は王が握っていた⁴¹⁾。1725年にルイ15世が王妃マリ・レクザンスカを迎える際、女官にも売官制を採用しようという動きもあったが、結局、女官については任命制が維持され、王が任命権を握るという原則も確認された⁴²⁾。ただし、王による任命は建前であって、現実にはそのときどきの権力者が影響力を行使した。ルイ14世の妃マリ=テレーズの女官を選んだのは母后アンヌ・ドートリッシュと宰相マザランであったし、ルイ15世の妃マリ・レクザンスカの女官の選出には宰相ブルボン公とその愛人のプリ侯夫人が関与した。ブルゴーニュ公妃の女官の人選については、王の愛妾(王妃が亡くなった1683年以降は、事実上の妻)であるマントノン夫人 *marquise de Maintenon* (1635-1719) が深く関わったとされている。ドイツの史家 L. ホロウスキはブルゴーニュ公妃の女官団を「マントノン夫人の作品⁴³⁾」と形容している。ニュートンも、「自らの権力を固めるため、マントノン夫人が新しい妃〔ブルゴーニュ公妃〕の家中に仕える高位の官職保有者を選出した」と断言する⁴⁴⁾。

たしかに、ブルゴーニュ公妃の女官には、マントノン夫人の関係者が多い。更衣貴婦人マイイ伯夫人は、マントノン夫人の又いとこで、彼女の肝煎りで結婚している。ダンジョー侯夫人とレヴィ侯夫人は、「陰謀団 *cabale*」と揶揄されたマントノン夫人を中心とする小グループの

39) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.5, p.461-462. なお、内侍貴婦人が9人となったのは、1698年ことだった(注30を参照)。

40) *Ibid.*, p.465.

41) Norberg, « Women of Versailles, 1682-1789 », *art. cit.*, p.198.

42) *Ibid.*, p.209.

43) Horowski, *Au cœur du palais, op. cit.*, p.150.

44) Newton, *La petite cour, op. cit.*, p.240.

一員であった。オー侯夫人は、父親のギユラグ子爵 vicomte de Guilleragues がマントノン夫人の友人で、彼女の支援で駐コンスタンチノーブル大使に就いている。モンゴン侯夫人も、母親のウディクール侯夫人 marquise d'Heudicourt がマントノン夫人の長年の友人であった。アヤン伯夫人はマントノン夫人の姪であり、エストレ伯夫人と義理の姉妹の関係にあった⁴⁵⁾。名誉貴婦人のリュド公夫人は、その地位を得るために、マントノン夫人の腹心の使用人でナノン Nanon ことバルビアン嬢 Mlle Balbien に2万エキュ（6万リーヴル）を渡したとされる⁴⁶⁾。ただし、この話を伝えるのは、マントノン夫人を嫌悪するサン＝シモン公なので⁴⁷⁾、どこまで信用できるかわからない。リュド公夫人の場合は、父方の曾祖父にアンリ4世の重臣シュリ公 duc de Sully を、母方の祖父に大法官セギエ Séguier を、継父にアンリ4世の庶子ヴェルヌイユ公 duc de Verneuil を持つという、家柄の良さが考慮されたと考えるのが妥当であろう⁴⁸⁾。

ブルゴーニュ公妃の女官のもうひとつの顕著な特徴は、女官経験者が多いことである。名誉貴婦人リュド公夫人は、王妃マリ＝テレーズの内侍貴婦人だった⁴⁹⁾。更衣貴婦人マイイ伯夫人は、1692年から1696年までシャルトル公妃の更衣貴婦人を務めた⁵⁰⁾。小間使いのピュシエール夫人とラ・ボルド夫人は王妃の家中でも同じ役職に就いていた⁵¹⁾。もっとも多いのは、1690年に死去した王太子妃マリ＝アンヌ・ド・バヴィエールの元女官の再任用である。ダンジョー侯夫人、ノガレ侯夫人、シャトレ侯夫人は、いずれも王太子妃の侍女 fille d'honneur を務めた経験を持つ⁵²⁾。ルシー伯夫人の場合は、母親のアルパジョン公夫人 duchesse d'Arpajon (1631

45) これらのマントノン夫人とブルゴーニュ公妃の女官との関係については、以下の文献に負っている。Claude Saint-André, *La duchesse de Bourgogne*, Paris, Plon, 1934, p.24-25; Newton, *La petite cour*, *op. cit.*, p.240; Manuel Couvreur, « Cherchez les femmes... La duchesse de Bourgogne, la marquise d'O et la traduction des *Mille et une nuit* par Antoine Galland », in Fabrice Preyat et Jean-Philippe Huys (dir.), *Marie-Adélaïde de Savoie (1685-1712). Duchesse de Bourgogne, enfant terrible de Versailles*, « Études sur le 18^e siècle », Bruxelles, Éditions de l'université de Bruxelles, 2014, p.112-113; François Bluche (dir.), *Dictionnaire du Grand Siècle*, *op. cit.*, p.556, 1092-1093.

46) Newton, *La petite cour*, *op. cit.*, p.240; Norberg, « Women of Versailles, 1682-1789 », *art. cit.*, p.201.

47) Saint-Simon, *Mémoires 1691-1723. Additions au Journal de Dangeau*, Édition établie par Yves Coirault, t.1, Paris, Gallimard, « Pléiade », 1983, p.308-310.

48) Saint-André, *La duchesse de Bourgogne op. cit.*, p.24.

49) *L'État de la France* (1683), tome 1, p.420.

50) Newton, *La petite cour*, *op. cit.*, p.240; *L'État de la France*, 2 tomes, Guillaume de Luyne, Paris, 1692, t.1, p.781-782.

51) *L'État de la France* (1683), t.1, p.421-422.

52) Newton, *La petite cour*, *op. cit.*, Index, p.520, 527, 558-559; *L'État de la France*, 2 tomes, Paris, Jean Guignard, 1686, t.1, p.525; *L'État de la France*, 2 tomes, Paris, Augustin Besoigne, 1687, t.1, p.624. 『フランス宮廷名簿』で王太子妃の侍女時代のダンジョー侯夫人は Madame Sophie Marie, Comtesse de Levenstein、ノガレ侯夫人は Mademoiselle Marie-Madeleine-Agnès de Biron、シャトレ侯夫人は

-1701) が王太子妃の名誉貴婦人であった⁵³⁾。小間使い頭のカンタン夫人は、長い間、王妃と王太子妃の小間使いを務めている⁵⁴⁾。小間使いのモンズリ夫人も王太子妃の寝室でカンタン夫人の同僚だった⁵⁵⁾。

マントノン夫人も、王太子妃の第二更衣貴婦人 *Seconde dame d'atour* の肩書きを有していたことを考え合わせるならば、やはりここにも彼女の影を感じずにはいられない。少なくともブルゴーニュ公妃の家中にマントノン夫人を核とする保護-被保護関係 *clientèle* ないし忠誠関係 *fidélité* の網の目が張りめぐらされていたことは間違いなさそうである⁵⁶⁾。自身もまたマントノン夫人と親しい間柄にあり、ブルゴーニュ公妃の名誉騎士に任命されたダンジョー侯が、女官の人選に関してマントノン夫人の介入に言及していないのは、王による任命という建前に配慮してのことなのか、それとも公然の秘密で言うに及ばずと思ったからなのか、気になるところではある。あるいは、先の引用でルイ 14 世の口を借りて、彼女たちのことを「このうえない友人同士」と表現しているのは、こうした事情を仄めかしているのかもしれない。

小間使いについては、母娘や義姉妹で任用されている事例を複数確認できる。デカルト夫人マリ・カンタンと、1712 年の『フランス宮廷名簿』で彼女に代わって名前が挙がるマリ=アンヌ・カンタン嬢は、小間使い頭カンタン夫人の娘である⁵⁷⁾。同様に、ビュッシエール夫人とビュッシエール嬢、モンズリ夫人とモンズリ嬢も母子であり、ビュッシエール夫人とモンズリ夫人は義理の姉妹であった⁵⁸⁾。したがって、ブルゴーニュ公妃の女官団は、たんなる寄せ集めの家臣団などではない。それは主従関係、友人関係、血縁関係など幾重もの紐帯によって織り上げられていたのである。

1710 年 12 月 9 日、王はブルゴーニュ公妃の家中で空席となった官職を彼女の裁量に任せることにした。ダンジョー侯によれば、「これによって、王は王妃にも王太子妃にも決して認めようとしなかった信頼を彼女に示したのである」。さらに、ある宮廷人から彼女に人事の報告を求めるか尋ねられた王は、「私は彼女を彼女の家中の絶対的な主人にしておく。彼女にはもっと困難で重要なこともできるだろう」と答えたという⁵⁹⁾。しかし、ブルゴーニュ公妃にはこ

↳ Mademoiselle de Bellefonds の名で記載されている。

53) Couvreur, « Cherchez les femmes », *art. cit.*, p.112; *L'État de la France* (1686), t.1, p.523.

54) *L'État de la France* (1683), t.1, p.483; *L'État de la France* (1686), t.1, p.524.

55) *L'État de la France* (1683), t.1, p.483.

56) 保護-被保護関係および忠誠関係については、拙著『太陽王時代のメモワール作者たち 政治・文学・歴史記述』吉田書店、2014 年、第 2 章「悪態と忠誠」(29-57 頁)を参照。

57) Da Vinha, *Au service du roi*, *op. cit.*, p.195; *L'État de la France* (1712), t.2, p.30.

58) Newton, *La petite cour*, *op. cit.*, p.355.

59) Dangeau, *Journal*, *op. cit.*, t.13, p.295.

の大きな権限を行使する機会はなかったようである。王の決定からわずか1年2ヵ月後にこの世を去ったからだ。実際、女官について言えば、1708年と1712年の『フランス宮廷名簿』では上記カンタン姉妹の交代以外に変化は見られない。

3 女官の仕事

(1) 慣例遵守と慣例破り

女官たちの実際の働きぶりについても見ておきたい。ここでもブルゴーニュ公妃の女官が話題を提供してくれるだろう。

名誉貴婦人リュド公夫人は、女官集団の統括だけでなく、主人の居室に関わる事柄全般に責任を負った。ブルゴーニュ公妃の居室で問題が生じたときには、彼女が解決を図らねばならなかった。ダンジョー侯の証言からは、彼女の苦勞が伺われる。しきたりを破る者がいれば、たとえ意に反しても、相手や状況に応じて臨機応変に事態をまるく収めることが求められた。例えば、1701年8月25日のこと。「ブルゴーニュ公妃の居室でちょっとした悶着があった。筆頭給仕長の妻、ヴィラセール夫人は守衛が名前を告げなくとも入室する権利があると主張していた。リュド公夫人はその要求は理が通らないと思った。しかし彼女は、この件についてヴィラセール夫人が言った苛立ち紛れの言葉を、親切にも大目に見た⁶⁰⁾」。これは彼女の機転で大事になる前に解決した事例だが、王が介入せざるを得ない厄介な問題が起こった場合にも、名誉貴婦人が間に入った。例えば、1700年9月28日、フォンテーヌブロー滞在中のこと。「6週間前に〔英王ジェームズ2世の庶子、ヘンリ・フィッツ=ジェームズと〕結婚したアルベマール公夫人がブルゴーニュ公妃の居室で床几に腰かけたので、寝室付き従僕たちは彼女に100ピストル⁶¹⁾を要求しに行った。同じような場合、貴婦人たちはそれを与える慣わしだったからだ。アルベマール公夫人は、公夫人なら支払わねばならないが、王の義理の娘は払わないのだと答えた。人びとは彼女が難色を示したことに同意できなかったが、王は英王夫妻を気遣い、寝室付き従僕たちが彼女に何も要求しないよう、名誉貴婦人のリュド公夫人に伝えた⁶²⁾」。

ところで、他の家中の者たち同様、名誉貴婦人も妃個人に仕える「奉公人 domestiques」と見なされていたが⁶³⁾、実際には「公人」として活動する場面も多く、とくに外交儀礼に関しては振舞いを誤れば面倒な問題を生じさせてしまうこともあった。例えば、ある国の使節が慣例

60) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.8, p.178.

61) フュルチエールの辞書(1690年)によれば、1ピストルは11リーヴルに相当。

62) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.7, p.383.

63) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.6, p.41.

を破った場合、それを安易に認めてしまうと、他国の使節たちも同じ扱いを求めてくることになり、結果として儀礼そのものが損なわれることになる。実際、1698 年 1 月初旬に生じた混乱は、リュド公夫人の責任ではないにせよ、彼女の振舞いが引き金となった。ダンジョー侯の証言を聞いてみよう。「サヴォワ大使殿は、数日前にブルゴーニュ公妃に謁見した。大使案内役 *introduceur des ambassadeurs* のサンクト殿は、名誉貴婦人のリュド公夫人が控えの間に大使殿を出迎えに行くべきと主張した。彼は内侍貴婦人たちがそこに行くことさえ望んでいたが、彼女たちはそうしなかった。リュド公夫人だけがそこに行き、大使殿は彼女に挨拶した。王はサンクト殿が申したことにひどくご立腹だった。それが礼儀にならなかつたためだ。王は、リュド公夫人になすよう助言したことについて、サンクト殿をきつく叱った。今では他の大使たちも、リュド公夫人が出迎えに行かない謁見には来ようとしなない。しかし王は彼女に出迎えを禁じた⁶⁴⁾」。

意外に思われるかもしれないが、ルイ 14 世の治世においてなお、礼儀作法は絶えず揺らいでいた。表向きは慣例が重視されていたが、実際には、しきたりが破られることもたびたびで、その都度、名誉貴婦人も振り回されていたのだ。事情は更衣貴婦人も変わらない。次の逸話は、主人であるブルゴーニュ公妃が慣例を破った事例である。1699 年 1 月 18 日、ブルゴーニュ公妃とその貴婦人たちは仮面舞踏会を楽しんだ。その際、「ブルゴーニュ公妃は、更衣貴婦人のマイイ夫人が彼女の衣装を作らせることを望んだ。本来であれば、仮装の際の衣装は名誉貴婦人が作らせることになっていた。リュド公夫人はそのことについて固執しようとはせず、ブルゴーニュ公妃が希望を述べたことに反対しなかつた⁶⁵⁾」。

更衣貴婦人マイイ伯夫人自らが、慣例を破ろうとしたこともあった。というのも、マイイ伯夫人は更衣貴婦人としての職務をしっかりと果たせていなかつたからである。600 リーヴルの俸給に加え、シャルトル公妃の更衣貴婦人時代の年金 2000 エキュ（6000 リーヴル）も引き続き授与されていたことを思えば信じがたいことではあるが⁶⁶⁾、ダンジョー侯は次のような逸話を伝えている。1712 年 1 月 4 日「王太子妃〔ブルゴーニュ公妃〕の衣装部屋でちょっとした変更があった。王太子妃は、必要とするちょっとしたものが足りないことに、ときどきご不満をもらされていた。更衣貴婦人のマイイ夫人は、有能で王太子妃の望み通りお仕えしている小間使い頭のカンタン夫人に、これら細々したものを引き受けてくれるよう頼んだ。〔……〕今後

64) *Ibid.*, p.271-172.

65) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.7, p.12.

66) *L'État de la France* (1712), t.2, p.29; Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.6, p.99.

マイイ夫人は盛装 *grands habits*⁶⁷⁾を作らせるだけになる」。しかし、この変更はたった10日
で取り消された。マイイ夫人自身の気が変わったのだった。「マイイ夫人は、小間使い頭のカ
ンタン夫人が衣装部屋の一部に関わるようになれば、更衣貴婦人の職務を侵害することになる
と思った。それで、もとはと言えば彼女が引き受けるよう頼んだのだったが、そして王太子妃
もこのちょっとした変更に満足していたが、物事を通常の状態に戻すことを望んだ。王太子妃
様もこれを良しとされた⁶⁸⁾」。ダ・ヴィナはこの挿話を小間使い頭カンタン夫人の有能さの証
として紹介しているが⁶⁹⁾、ここでは宮廷のしきたりの不安定さを示す事例として取り上げた
い。

内侍貴婦人については先にも述べたように、特定の役割はなく、主人であるブルゴーニュ公
妃と行動を共にすることが務めだった。ただし、9人全員がつねに公妃の側近くに侍っていた
わけではない。1698年にレヴィ侯夫人、エストレ伯夫人、アヤン伯夫人のうら若い三人が内
侍貴婦人に追加で任命されたときのことを語った、ダンジョー侯の証言を聞いてみよう。「レ
ヴィ侯夫人とエストレ伯夫人が内侍貴婦人になると公表された。ただし、彼女たちはとても若
いので、他の貴婦人と一緒にブルゴーニュ公妃の部屋に出仕することとされた。レヴィ夫人は
ダンジョー夫人と、エストレ伯夫人はオー夫人と出仕することになる⁷⁰⁾。「内侍貴婦人のアヤ
ン伯夫人は、義妹のエストレ伯夫人と同じように、オー夫人と一緒に出仕することになった。
〔エストレ伯夫人の両親である〕ノアイユ殿とノアイユ夫人は、二人の義理の姉妹が同じ日に
勤めることを望んだ⁷¹⁾」。ここから内侍貴婦人たちが輪番でブルゴーニュ公妃に仕えていたこ
とが伺える。場合によっては、1名しかお供しないこともあった。例えば、1707年8月20日、
王太子、すなわちブルゴーニュ公妃の義父が彼女を伴い、ムードンで昼食をとった際、「ブル
ゴーニュ公妃はマイイ夫人とノガレ夫人しか貴婦人を連れていなかった⁷²⁾」。

反対に、急遽予定にないお役目を仰せつかることもあり得た。通常、ミサなどの宗教儀礼の
際には、名誉貴婦人と更衣貴婦人がブルゴーニュ公妃の背後に控える慣わしであった。しか
し、1699年4月、「リュド公夫人は病気で、マイイ夫人もご夫君の死以来姿を見せていなかっ

67) 「盛装 *grands habits*」とは、半円状に胸元があいた胴部、コルセット、取り外し可能な袖飾り、パ
ニエとその上に広がるスカート、「バ・ド・ローブ *bas de robe*」と呼ばれる引き裾などから構成され
る宮廷衣装を指す。Mormiche, *Donner vie au royaume*, *op. cit.*, p.215.

68) Dangeau, *Journal*, *op. cit.*, t.14, p.54-55, 62-63. なお、ダンジョーはカンタン夫人を *Quentin* ではなく
Cantin と表記している。

69) Da Vinha, *Au service du roi*, *op. cit.*, p.183-185.

70) Dangeau, *Journal*, *op. cit.*, t.6, p.285.

71) *Ibid.*, p.323.

72) Dangeau, *Journal*, *op. cit.*, t.11, p.451.

たので、聖週間の夜の典礼 *ténèbres* の際、ブルゴーニュ公妃の後ろには貴婦人がひとりもいなかった。王は、今後このような場合には、内侍貴婦人の筆頭者が名誉貴婦人の代わりにブルゴーニュ公妃の後ろに控えることに決めた⁷³⁾。やはり内侍貴婦人たちも、名誉貴婦人および更衣貴婦人と同様に、慣例遵守と慣例変更を行き来しながら職務を遂行していたのだった。

(2) 妊娠と出産

女官たちの主人である妃にとって最大の任務は子どもを産むこと、より正確に言えば、王位継承者となる男児を産むことであつたのは言を俟たない。主人の一大事に女官たちはどのように関わつただろう。ここではブルゴーニュ公妃が母になるまでの過程とその中で女官の役割を追ってみたい。

妊娠の兆候である生理の遅れは、小間使いによって監視され、名誉貴婦人に報告がなされた。報告を受けた名誉貴婦人は、厳かにその事実を王に伝える⁷⁴⁾。ブルゴーニュ公妃に初めて妊娠の兆しが見られたのは、1701年5月初旬のことだった。「午前、王がいつものように顧問会議 *conseil* を開いていると、リュド公夫人が王に面会を求めた。王は彼女を中に入らせた。彼女は、ブルゴーニュ公妃の起床時、現在、彼女が子どもを宿している状態であるように見えた、陛下に伝えた。王はこれにいたく満足された⁷⁵⁾」。残念ながら、その半年後、「人々が彼女の妊娠について抱いていた期待は消えた⁷⁶⁾」が、妃の懐妊が顧問会議を中断するほどの重大事であり、名誉貴婦人は敢えて会議を中断してまでそれを伝える権限を有していたことがわかる。

1703年10月初旬、ブルゴーニュ公妃が王と狩りに出ることがなくなったことで、宮廷人の間に再び期待が広がる⁷⁷⁾。同月末以降、ブルゴーニュ公妃は妊娠の可能性を考慮し、寝台で過ごすことが多くなった⁷⁸⁾。同時に、この頃からブルゴーニュ公妃の心身に負担がかからないよう、あるいは彼女が寂しくならないよう、さまざまな配慮がなされるようになる。彼女がヴェルサイユとマルリーを往来する際には、馬車は敷石を避けるため庭園を通つた。王はしばしば彼女の居室を訪れただけでなく、彼女を楽しませるため彼女の居室で福引や音楽会などを開催

73) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.7, p.70.

74) Mormiche, « De la grossesse à la naissance: la calendrier et le cérémonial (1638-1789) », in Mormiche et Perez dir., *Naissance et petite enfance à la cour de France, op. cit.*, p.47-77.

75) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.8, p.96.

76) *Ibid.*, p.243.

77) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.9, p.326.

78) *Ibid.*, p.334.

した⁷⁹⁾。夫のブルゴーニュ公と義弟のベリー公は「ブルゴーニュ公妃の控えの間で、内侍貴婦人たちと昼食をとった。この公妃が寝台で過ごすようになって以来、彼らはいつもこのように昼食をとっている⁸⁰⁾」。妊娠8カ月目を迎える5月初旬からは「内侍貴婦人2名が寝ずの番をして彼女を眠らせている⁸¹⁾」。逆に言えば、出産が近づくまでは、内侍貴婦人が主人の寝室で夜を明かすことはなかったということでもある。ちなみに、妊娠期間中、ブルゴーニュ公妃は歯痛とそれに伴う発熱で眠れないこともあったというが⁸²⁾、彼女たちのお蔭で多少は気が紛れただろうか。

公妃妊娠中の動きで重要なのが、新生児を世話するための新たな女官団の形成である。このときは懐妊から半年ほど経った1704年3月25日に主な人選がおこなわれた。傅育役 *gouvernante* は、1664年に王太子の傅育役に任じられたラ・モット元帥夫人 *maréchale de La Motte-Houdancourt* (1624-1709) が引き続き務めることとなり、その娘のヴァントドゥール公夫人 *duchesse de Ventadour* (1651-1744) に襲職権が認められた⁸³⁾。傅育役補佐 *sous-gouvernante* には「サン=シールで養育され、マントノン夫人がいつも深い友情を抱く」ラランド侯夫人 *marquise de Lalande/La Lande* (1671-1761) が、小間使い頭にはドカンカン夫人 *Madame d'Hoquincant* が選ばれた⁸⁴⁾。ダンジョー侯が伝えるのはこの4名のみであるが、他にも乳母 *nourrices*、子守役 *remueuse*、小間使いなども選出されたものと考えられる⁸⁵⁾。ただし彼女たちは、生まれてくる王の曾孫の家中を構成する女官であって、ブルゴーニュ公妃の女官団とは明確に区別される。

待望の第一子（最初のブルターニュ公）誕生は、1704年6月25日のことだった。このときの情景をダンジョー侯は次のように描いている。「王は分娩台の足元に、マントノン夫人は枕元につきっきりだった。王太子殿下、王家の皆様、親王方および親王妃方は寝室にいた。ブルゴーニュ公殿下は、ご自身の控えの間に通じる書斎にとどまっていた。〔寝室で〕起こっていることは絶え間なく報告があったし、そこにいれば、あまりに聞くのが辛い叫び声を聞かずに済んだからだ。彼女が出産するとすぐ、ベリー公殿下は控えの間にいた群衆をかき分け、吉報

79) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.9, p.345, 365, 368; t.10, p.2.

80) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.10, p.45.

81) *Ibid.*, p.2.

82) *Ibid.*, p.5.

83) Mormiche, *Donner vie au royaume, op. cit.*, p.368.

84) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.9, p.469. なおサン=シール Saint-Cyr は、マントノン夫人の進言でルイ14世が創建した、貧しい貴族の娘のための寄宿学校があった場所である。

85) Mormiche, « De la gorssesse à la naissance », *art. cit.*, p.55. 1707年に生まれた第二子、ブルターニュ公の女官については、拙稿「宮廷社会と女性」(96頁及び99頁の表3)を参照。

をブルゴーニュ公殿下に伝えに行った。〔……〕王は男児を一目見るとすぐ、礼拝堂に行き、神に感謝をささげた。彼はブルゴーニュ公妃のアパルトマンに戻ってくると、控えの間の扉口に姿を現し、そこで待機していた貴婦人方、教皇大使殿、〔スペイン大使〕アルバ公夫妻から祝いの言葉を受けた。それから王は寝室に行き、そこに居合わせたヴェルサイユの教区司祭コワラン枢機卿殿から略式洗礼を受けさせた。そのあと王子は、〔傅育役〕ラ・モット元帥夫人の腕に委ねられた。ラ・モット元帥夫人は王の轎に乗り、王子を膝に乗せて、王子のアパルトマンへと運んだ⁸⁶⁾〕。

この記述から、モルミッシュが指摘するように、王妃や妃の「公開出産」が伝説に過ぎないことがわかる⁸⁷⁾。産婦の寝室で分娩に立ち会ったのは、産科医 *accoucheur* など出産に直接携わる人員を除けば、王家の人びとと一部の聖職者にすぎなかった。その聖職者たちも、産褥からは織物の仕切りで隔てられていたという⁸⁸⁾。その他の宮廷人たちは控えの間で王からの報告を待った。ただ、残念ながらこの記述からブルゴーニュ公妃の女官たちの様子をうかがうことはできない。寝台の周りでは、おそらく小間使たちが忙しく立ち働いていただろうが、ダンジョー侯は彼女たちの働きには関心がなかったようである。

モルミッシュによれば、王妃や王太子妃の出産に必要な備品を揃えるのは名誉貴婦人の役目であった。また、王妃の女官たちは、いつでも分娩台の置かれた寝室に入ることが許されていたというから⁸⁹⁾、ブルゴーニュ公妃の女官たちについても同じことが言えるのではないか。実際、1707年1月8日の第二子（第二のブルターニュ公）誕生に関するダンジョー侯の証言からは、少なくとも名誉貴婦人が出産に立ち会ったことを確認できる。「出産はあつという間でも安産だったため、王は出産が終わってから到着した。その場にいたのはマントノン夫人とリュド公夫人だけだったが、出産間際に到着したのだった。産科医のクレマンは、到着するので精一杯だった⁹⁰⁾」。

はっきりしているのは、ブルゴーニュ公妃の女官たちは生まれてきた子どもにはほとんど関わらないということである。先の引用にもある通り、生まれてきた王子は、母親に抱かれることがないまま、すぐに傅育役に委ねられ、彼自身のアパルトマンへと運ばれていく。そこで待っているのは、彼自身の家中である。出産が終われば、ブルゴーニュ公妃の女官たちはそれ以

86) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.10, p.51-52.

87) Mormiche, « De la gorsresse à la naissance », *art. cit.*, p.65.

88) *Ibid.*, p.63.

89) *Ibid.*, p.56, 62.

90) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.11, p.278.

前の生活に戻っていく。ただし「リュド公夫人は、ブルゴーニュ公妃が出産して以来、彼女の寝室で寝ている。王妃の名誉貴婦人は同じような場合にそこで寝ることになっていた。しかし、〔王太子妃の名誉貴婦人だった〕リシュリユー夫人もアルパジョン夫人も、一度もそこで寝なかった⁹¹⁾」。王妃と同じ待遇で産褥期を気遣ってもらえたブルゴーニュ公妃は恵まれていた方なのかもしれない。ただそれも十日間ばかりのことで、7月7日には「リュド公夫人は彼女の寝室で寝るのをやめた⁹²⁾」。いずれにせよ、女官が世話をするのは母体としての妃のみであった。

(3) 主人の死

1712年2月12日、ブルゴーニュ公妃が死んだ。義父の死に伴い、王太子妃となってわずか10カ月足らずのことだった。その6日後には夫の王太子（ブルゴーニュ公）も逝く。ルイ14世の治世は、王家の葬儀が大きく発展した時代で、王妃、王太子、王孫も王と同じような儀式で送られるようになった⁹³⁾。王家の人びとの遺体は、まず一定期間宮廷人に公開される。葬儀の費用や準備は王が受け持ったが、儀式では故人の家中が中心的な役割を果たした。ブルゴーニュ公妃の名誉騎士だったダンジョー侯も多忙を極めたらしく、2月12日からしばらくの間、日記の口述筆記を中断し、秘書に記述を任せている⁹⁴⁾。以下、ダンジョー侯の秘書の証言を頼りに、ブルゴーニュ公夫妻の葬儀の流れに沿って、女官の役割を確認したい。

2月13日、「王太子妃様〔ブルゴーニュ公妃〕は、丸一日の間、ヴェルサイユにてご自身の寝台の上に安置された。顔に覆いはかけられておらず、両手は寝台の外に出ていた。夜の11時、ご遺体の解剖がおこなわれたが、如何なる死因も見当たらなかった」。解剖は死因を調べるためであると同時に、遺体とは別に埋葬される心臓と内臓を取り出すためでもあった。この「遺体の解剖には、名誉貴婦人と更衣貴婦人が立ち会っていた。これは彼女たちの役職の義務である⁹⁵⁾」。

2月15日、王太子妃の遺体が棺に納められ寝室から隣の書斎へと移された。宮廷人の弔問はこの段階から始まる。「6人の貴婦人が付きっきりで遺体を見守ることになる。その内、2名は爵位を有する貴婦人、2名が内侍貴婦人、そしてその他2名の貴婦人である。今日そこにい

91) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.10, p.59.

92) *Ibid.*, p.63.

93) 王家の葬儀については以下を参照。Frédérique Leforme-Falguières, *Les courtisanes. Une société de spectacle sous l'Ancien Régime*, Paris, PUF, 2007, p.143-221.

94) Dangeau, *Journal, op. cit.*, t.14, p.87.

95) *Ibid.*, p.87-88.

た爵位を有する貴婦人は、エルブフ公夫人とシュリ公夫人だった。内侍貴婦人は互いに協力し合うだろうから、特に指名はされない⁹⁶⁾。この記述からは内侍貴婦人たちの間で輪番体制が円滑に機能していたことが見て取れる。2月17日には、王家女性の筆頭となった王弟妃の弔問を受ける。このとき「名誉貴婦人は貴婦人たちの先頭に立ち、名誉騎士は故王太子妃様の家中の役人たちの先頭に立ち、王太子妃様のアパルトマンの暗幕が張られた最後の部屋の端まで王弟妃を出迎えに行った〔……〕⁹⁷⁾」。

2月19日の深夜には、王太子夫妻の心臓がパリのヴァル=ド=グラス修道院に移送される。このとき、名誉貴婦人と一緒に大半の内侍貴婦人も付き従った。「ヴェルサイユに残って、遺体を見守ったのは、2名しかいなかった⁹⁸⁾」。2月23日に王太子夫妻の遺体がサン=ドニに移送された際には、王太子妃の女官たちも、王に指名された4名の血統親王妃（ブルボン公妃、ヴァンドーム公妃、ラ・ロシュ=シュル=ヨン嬢、コンチ嬢）とともに馬車に分乗して葬送行列に加わった。『ダンジョー侯の日記』はこの日の葬列に加わった女官について一切言及していないが、宮廷情報誌『メルキュール』には、名誉貴婦人リュド公夫人、更衣貴婦人マイイ伯夫人、ダンジョー夫人、ルシー夫人、ノガレ夫人、オー夫人、モンゴン夫人、レヴィ夫人、エストレ夫人の名前が挙がっている⁹⁹⁾。

葬儀は4月18日にサン=ドニにおける荘厳ミサ service solennel で締めくくられた。宮廷人に加え、最高諸法院の司法官や各種社団の代表など総勢250名ほどが参列する盛大な儀式である。「教会は豪華に飾り付けられ、敢えて欠点を挙げるとすれば、装飾がこれほど悲しい儀式にしては華やかすぎるくらい」だったという¹⁰⁰⁾。この壮麗な儀式に臨むため、前日の内に「リュド公夫人とそこに行くことのできる内侍貴婦人全員がそこに行った¹⁰¹⁾」。

是を以てブルゴーニュ公妃の女官団は解散となるが、管理職を務めた3人、すなわち名誉貴婦人、更衣貴婦人、そして小間使い頭には、王から直々に報奨が授与された。荘厳ミサに先立つ、1712年3月9日、「王はリュド公夫人に12,000フランの年金を、マイイ夫人に9,000フランを、故王太子妃の小間使い頭カンタン夫人に6,000フランを〔……〕を与えた¹⁰²⁾」のだった。この3名については、その後の足取りをある程度追うことができるので、簡単に触れてお

96) *Ibid.*, p.88.

97) *Ibid.*, p.89.

98) *Ibid.*, p.100.

99) *Ibid.*, p.103-105, note.

100) *Ibid.*, p.130.

101) *Ibid.*, p.129.

102) *Ibid.*, p.110. なお「フラン」は「リーヴル」と同義。

きたい。リュド公夫人に対する王の信頼は厚く、名誉貴婦人の職を退いたあとも宮廷で重きをなしたようで、1714年から1715年頃に描かれたマルリーの離宮の平面図には、2階に3部屋から成るアパートマンが彼女のために用意されている¹⁰³⁾。更衣貴婦人マイイ夫人は、職務を完璧にこなしていたとは言い難かったにも拘わらず、1725年、新王妃マリ・レクザンスカの更衣貴婦人に任命された¹⁰⁴⁾。カンタン夫人は破格の年金に加え、1717年に王の衣装部付き筆頭従僕を務めた夫が死去したあとも、宮殿内の住居に住み続けることを許された¹⁰⁵⁾。

おわりに

近世フランスにおいて、王の家族はそれぞれ独自の家臣団（家中）を抱えていた。王の家中はその中で最大規模を誇ったが、それだけで宮廷が構成されていたわけではない。王家メンバーを核とした複数の家中から成る多元的な人間集団であった。王妃や妃といった王家の女性たちも例外ではなく、各々が独自の家中を有していた。王妃や王子・王孫の妃の家中は、それぞれ450人から580人を数え、王弟妃や王の甥の妃といった傍系血族の家中でも100人から280人に及んだ。これらの人数を合わせれば、多いときで千人を超え、宮内府（王の家中の内、衣食住および儀礼に係る部門）と肩を並べる規模に達する。

女官が置かれたのは、これら王家女性の家中であった。ただし、その人数は限られ、王妃で40人弱、王太子妃・王孫妃・王弟妃で30名弱ほどしかない。数の上では、王家の家中は男性社会であった。しかしながら、女官は王によって直接任命され、日常的に王妃や妃の側近くに仕え、高位の者であれば宮殿内に居住するなど、宮廷においても家中においても枢要な地位を占めていた。

ルイ14世治世末期に王家女性の最高位にいたブルゴーニュ公妃に仕える女官の場合、別の王家女性の家中で女官を務めた者たちが多く、かつての同僚も多い。そのうえ、高位の女官の大半は王の愛妾マントノン夫人の縁者や友人であった。他方、下位の女官は母娘で任用されている事例が複数確認できる。表向きは王による任命制を掲げながら、女官集団には、王からは相対的に自律した保護－被保護関係、友人関係、血縁関係など社会的紐帯の網の目が張りめぐらされていたのである。

女官の職務は、主人である妃の日常のお世話はもとより、妊娠・出産への対応、各種宮廷儀

103) Stéphane Castelluccio, *Marly. Art de vivre et pouvoir de Louis XIV à Louis XVI*, Montreuil, Gourcuff Gradenigo, 2014, p.231.

104) Newton, *L'espace du roi, op. cit.*, p.550.

105) Da Vinha, *Au service du roi, op. cit.*, p.200-202.

礼への参列など多岐にわたる。主人の死後も、およそ2ヵ月の間つづく葬儀において、女官は中心的な役割を果たした。原則として宮廷では規則や慣例が重視されたが、エリアスがサンシモン公に依拠して描いたような機械仕掛けのごとき厳格な宮廷生活は戯画として受け止めるべきだろう。実際には、慣例が破られることも少なくなく、女官たちも融通無碍に対応することが求められた。あるいは女官自らが慣例を揺るがすこともあり得た。太陽王の治世においてさえ、宮廷のしきたりは絶えず揺れ動いていたのである。

以上、ルイ 14 世時代の女官の世界について述べてきた。もちろん、このテーマはここでの議論に尽きるわけではない。女官の経歴に配偶者が果たした役割（あるいは逆に、女官の配偶者の経歴に女官が及ぼした影響）については、ほとんど触れることができなかった。また、妃の妊娠中に組織される、新生児の家中を構成する養育係や乳母などの女官集団については、稿を改めて論じる必要がある。これらは今後の課題とし、ひとまず筆を擱きたい。

【謝辞】 本研究は、2022 年度関西大学若手研究者育成経費（個人研究）において、研究課題「近世フランスにおける女性王族の宮廷と女官の研究」として研究費を受け、その成果を公表するものである。